

個人情報保護委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため 実行すべき措置について定める計画

令和 7 年 9 月 1 日
個人情報保護委員会

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 1 8 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、個人情報保護委員会が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、個人情報保護委員会が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2022 年度を基準として、個人情報保護委員会の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 32%削減、2035 年度までに 52%削減、2040 年度までに 71%削減することを目標とする。

今後、この目標は、個人情報保護委員会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直す。

IV. 個別対策に関する目標

政府実行計画において目標を設定することと定められている 1～5 について、個人情報保護委員会においては以下のとおりとする。

1. 太陽光発電の導入

太陽光発電設備は、個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社において導入されており、2025 年 11 月に移転後の虎ノ門合同庁舎（以下「新庁舎」という。）が所在する建築物においても導入している。2030 年度及び 2040 年度に向けて、同設備の設置を維持する。

2. 新築建築物の ZEB 化

新庁舎が所在する建築物については ZEB Oriented 認定を取得している。

また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、

更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

個人情報保護委員会の公用車は、全てハイブリッド自動車となっている。代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明等の導入

個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社では、LED照明等の高効率照明器具を全面的に採用しており、新庁舎においてはLED照明を100%導入している。2030年度に向けて、LED照明の100%導入を維持する。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力の調達

電力の調達先は、個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社において決定している。

新庁舎においては、2030年度までに個人情報保護委員会で利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上利用した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、利用する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、利用する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

政府実行計画で定める各措置について、個人情報保護委員会においては以下のとおり取り組む。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

太陽光発電設備は、個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社において導入されており、新庁舎が所在する建築物においても導入している。2030年度及び2040年度に向けて、同設備の設置を維持する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

賃貸借契約を締結している民間ビル管理会社に、更なる省エネルギー対策の取組について定期的に状況確認を行っている。新庁舎が所在する建築物については ZEB Oriented 認定を取得しているが、今後、建築物内を改修する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

(2) 適切な室温管理

気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な

室温管理を図るとともに、職員においては「クールビズ」「ウォームビズ」を励行する。

(3) 節水機器等の導入等

節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等については、個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社において既に導入されており、新庁舎が所在する建築物においても導入している。今後、建築物内を改修する際には、節水機器等の導入等を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

個人情報保護委員会の公用車は、全てハイブリッド自動車となっている。代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

(2) LED照明等の導入

個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社では、LED照明等の高効率照明器具を全面的に採用しており、新庁舎においてはLED照明を100%導入している。2030年度に向けて、LED照明の100%導入を維持する。また、新庁舎においては調光システムが導入されており、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

個人情報保護委員会が入居する民間ビル管理会社において利用する一部について、再生可能エネルギー電力となっている。

新庁舎においては、2030年度までに個人情報保護委員会で利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上利用した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、利用する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、利用する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 公用車等の効率的利用等

公用車で使用する燃料の削減に向けて、以下の措置を講じる。

公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転に努める。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ④ 通勤時や業務時の移動において、徒歩、自転車又は鉄道、バス等公共交通機関

の利用を推進し、公用車利用の抑制・効率化に努める。

- ⑤ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑥ 公用車の利用に当たっては、相乗り乗車を積極的に進める。

(5) 省エネルギー消費型機器の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等の OA 機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。あわせて、機器等の省エネルギーモードの適用等により使用面での改善を図る。

(6) G X 製品の率先調達

G X 製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、事務及び事業における率先調達に取り組む。

(7) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に向けて、個人情報保護委員会内の業務においては、原則ペーパーレス・電子決裁を徹底した上で、やむを得ず資料印刷等を行う場合には、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(8) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類等の物品について、再生材料から作られた物品を使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのル

ートが確立している製品を使用する。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品や原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いている商品の積極的選択を図る。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア エネルギー使用量の抑制等

- ① OA 機器、家電製品については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。また、退庁時には OA 機器、家電製品の電源を切ることを徹底する。
- ② 冷暖房中の出入口の開放禁止を徹底する。
- ③ 発熱の大きい OA 機器類の配置を工夫する。

イ 節水等の推進

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスは、十分な数を事務室内に適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量の削減に

向けて、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））＋バイオマス化・再生材利用等（Renewable）の徹底を図る。

- ① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、プラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ⑤ 分別回収ボックスを十分な数で事務室内に適切に配置する。
- ⑥ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑦ シュレッダーの使用抑制を図る。
- ⑧ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑨ 廃棄する OA 機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑩ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。
- ⑪ カラー印刷については、業務の性質に応じ、真に必要な資料に限るなどして使用の抑制に努める。

（４）個人情報保護委員会主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

イベント等の主催に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化や参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減並びにごみの分別やごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化並びにパンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、民間団体等が主催するイベントの後援等に当たっても、これらの取組を行うよう主催者に促す。

（５）事務・事業における Scope 3 ※排出量への配慮

事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

※直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

（１）ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

（２）職員に対する地球温暖化対策に関する研修等の情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研

修等への職員の参加を促す。

(3)「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、個人情報保護委員会地球温暖化対策推進本部において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、次長が行う。本計画のフォローアップについては、総務課を中心に、関係課室の協力を得て行う。
- ② 本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

個人情報保護委員会の温室効果ガス削減計画

	単位	2022 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				22 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	2,131	2,669	1,428	－33%
施設の電気使用	kg-CO2	58,772	53,560	12,877	－78%
（電気使用量）	kWh	128,776	137,334	128,776	0%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.456	0.390	0.1	－0.356 kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	0	0	0	0%
その他	kg-CO2	0	0	0	0%
合計	kg-CO2	60,903	56,229	14,305	－76%

個人情報保護委員会の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合	%	100（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	100（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	2（2023 年度）	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車の電動車率の維持及び実態に即した台数の見直し
- ② LED照明の導入の推進

個人情報保護委員会地球温暖化対策推進本部の設置について

1 目的

政府実行計画に基づく「個人情報保護委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画」（以下「個人情報保護委員会実施計画」という。）について、推進・評価・点検を実施するため、個人情報保護委員会地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 構成

本部長	事務局次長
副本部長	総務課長
本部員	総務課企画官（人事・会計担当）
	総務課調整官（総括担当）
	総務課課長補佐（会計担当）
	総務課課長補佐（総括担当）

3 所掌事務

本部は、次に掲げる事務を行う。

- （１） 個人情報保護委員会実施計画の推進に関すること。
- （２） 個人情報保護委員会実施計画の推進状況の評価・点検に関すること。
- （３） 個人情報保護委員会実施計画の見直しに関すること。

4 構成員以外の者の出席

本部は、必要に応じ、構成員以外の者に対し、本部への出席を求めることができる。

5 庶務

本部の庶務は、総務課において行う。